

新職第728号

令和2年4月1日

各所属長 様

総務部職員課長

情報機器作業基準の制定について（通知）

情報機器作業の労働衛生における作業環境管理、作業管理及び健康管理のより一層の適正化を図るため、別紙1のとおり情報機器作業基準を定め、令和2年4月1日から適用することにしたので通知します。

基準の運用にあたっては、所属長はじめ全職員がその趣旨を理解し、積極的にその履行に努めることが重要であるので、職員への周知、徹底を図るとともに、別紙2の事項に留意され、その取扱いに遺漏のないよう願います。

新潟市情報機器作業基準

平成 4 年 8 月 1 日制定

平成 17 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日全部改正

1 目的

この基準は、情報機器作業（パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業をいう。以下同じ。）における作業環境管理、作業管理及び健康管理の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 作業環境管理

所属長及び情報機器作業従事職員は、別表の定めに基づき、適正な作業環境の維持に努めるものとする。

3 作業管理

(1) 作業時間等

- ア 情報機器作業が過度に長時間にわた行われることのないようにする。
- イ 一連続作業時間が 1 時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に 10 分～15 分の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において 1 回～2 回程度の小休止を設けるようにする。
- ウ 作業者の疲労の蓄積を防止するため、個々の作業者の特性を十分配慮した無理のない適度な業務量となるようにする。

(2) 調整

ア 作業姿勢

- (ア) 椅子に深く腰をかけて背もたれに背を十分あて、履物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とすること。
- (イ) 椅子と大腿部膝側背面との間には手指が押し入る程度のゆとりがあり、大腿部に無理な圧力が加わらないようにすること。

4 情報機器等及び作業環境の維持管理

作業環境を常に良好な状態に維持し、情報機器作業に適した情報機器等の状況を確認するため、次により点検及び清掃を行い、必要に応じ、改善措置を講じること。

(1) 日常の点検

作業者には、日常の業務の一環として、作業開始前又は一日の適当な時間帯に、採光、グレアの防止、換気、静電気除去等について点検させるほか、ディスプレイ、キーボード、マウス、椅子、机又は作業台等の点検を行わせること。

(2) 定期点検

照明及び採光、グレアの防止、騒音の低減、換気、温度及び湿度の調整、空気調和、静電気除去等の措置状況及びディスプレイ、キーボード、マウス、椅子、机又は作業台等の調整状況について定期的に点検すること。

(3) 清掃

日常及び定期的に作業場所、情報機器等の清掃を行わせ、常に適正な状態に保持すること。

5 健康管理

(1) 健康診断

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次の項目について配置前健康診断（再配置の者を含む）又は定期健康診断（年1回）を行う。

- a 業務量の調査
- b 既往歴の調査
- c 自覚症状の有無の調査
- d 眼科学的検査
- e 筋骨格系に関する検査

(2) 健康診断結果に基づく事後措置

ア 健康診断によって早期に発見した健康阻害要因を詳細に分析し、有所見者に対して保健指導等の適切な措置を講じるとともに、予防対策の確立を図ること。

イ 作業者が気軽に健康について相談し、適切なアドバイスを受けられるように、プライバシー保護への配慮を行いつつ、メンタルヘルス、健康上の不安、慢性疲労、ストレス等による症状、自己管理の方法等についての健康相談の機会を設けるよう努めること。

6 労働衛生教育

所属長は、労働衛生管理のための諸対策の目的と方法を作業者に周知することにより、職場における作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理を円滑に行うため及び情報機器作業による心身への負担の軽減を図ることができるよう、努めるものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表（前頁 2 作業環境管理）

項目		具体的な措置内容
(1) 照明及び採光		①室内はできる限り明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせないようにする。 ②ディスプレイを用いる場合のディスプレイ画面上における照度は 500 ルクス以下、書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上を目安とし、作業しやすい照度とする。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくする。
(2) 情報機器	ディスプレイ	次の要件を満たすものを用いる a 目的とする情報機器作業を負担なく遂行できる画面サイズのもの。 b ディスプレイ画面上の輝度又はコントラストは作業者が容易に調整できるもの。 c 必要に応じ、作業環境及び作業内容等に適した反射処理をしたもの。 d ディスプレイ画面の位置、前後の傾き、左右の向き等を調整できるもの。
	キーボード	キーボードは、位置が調整でき、キーは操作が円滑に行えるように配置されたもの。ただし、ノート型機器は、通常、ディスプレイとキーボードを分離できないので、小型のノート型機器で長時間の情報機器作業を行う場合については、外付けキーボードを使用することが望ましい。
	椅子	椅子は高さの調整が容易で、安定しており、かつ、容易に移動できること。
	机、作業台	作業面は、キーボード、書類、マウスその他情報機器作業に必要なものが適切に配置できる広さであること。
(3) 騒音の低減		情報機器及び周辺機器から不快な騒音が発生する場合には、騒音の低減措置を講じる。
(4) その他		換気、温度及び湿度の調整、空気調和、静電気除去、休憩等のための設備等について事務所衛生基準規則に定める措置等を講じる。